

## 令和2年度第1回沖縄県青少年保護育成審議会 議事録

日 時：令和2年11月27日（金）  
午後3時から午後4時15分  
場 所：沖縄県庁5階  
子ども生活福祉部会議室  
事 務 局：青少年・子ども家庭課長  
(司 会)：青少年育成班 主幹  
：青少年育成班 主査

### 1 概略

審議の前に、出席委員8名での審議会は、沖縄県青少年保護育成審議会設置条例第6条第1項に規定する定数の過半数を満たしていることから、会議が成立する旨報告した。

次に、子ども生活福祉部長があいさつを行った。

そして、審議会概要説明後、同審議会会長（代理）の進行により、有害図書4冊の諮問について審議を行った。

審議終了後は、事務局から今年度の青少年健全育成の取組等について報告を行い、審議会を閉会した。

#### 【会次第】

- (1) 開会
- (2) 沖縄県子ども生活福祉部長あいさつ
- (3) 審議会概要説明
- (4) 議事
  - 有害図書の諮問
  - 青少年健全育成活動の取組結果報告等
- (5) 閉会

### 2 審議状況

会長代理

ここから私が議事進行を努めさせていただきます。

本日は、県知事から有害図書4冊の指定について諮問がありますので、同図書について審議していきたいと思っております。

それでは、まず、事務局から諮問図書について説明をお願いします。

事務局

有害図書の指定につきましては、青少年の健全育成に悪影響のあると認めた図書等を有害図書に指定し、青少年が閲覧・購入できないようにするものです。

まず、今回の諮問図書について、ご説明いたします。

今回の諮問図書は、

02-01 裏モノJAPAN 12月号

02-02 実話ナックルズウルトラ vol.11

02-03 実話ナックルズ 月刊12月号

02-04 実話BUNKAタブー 12月号

の4冊であり、県内の書店等で一般雑誌として陳列販売されていたものでございます。

1冊目の「裏モノJAPAN12月号」は、

- 一人暮らしのアパートへの侵入方法
- 卑猥な動画サイトを紹介
- 違法薬物の助長を疑わせるサイトを紹介
- 性風俗関連の男女の性的行為

等の犯罪に関する内容などが掲載されております。

他県でも指定されており、事務局としては、「沖縄県青少年保護育成条例に関する推奨及び指定等の認定基準」2-(1)-イ-(ウ)、(エ)、2-(1)-ア-(イ)に該当すると考えています。

2冊目の「実話ナックルズウルトラvol.11」は、

- 「大麻濃縮物が今爆売れ中」

との見出しで、素人でも簡単に大麻が手に入るような内容が掲載されております。

他県でも指定されており、事務局としては、「沖縄県青少年保護育成条例に関する推奨及び指定等の認定基準」2-(1)-イ-(エ)に該当すると考えています。

3冊目の「実話ナックルズ月刊12月号」は、

- 「大麻は質の悪いものはやるな。良いモノはやれ。」などと、大麻を容認する内容
- 援助交際が簡単にできるようなことをうかがわせる内容

などの犯罪を誘発する記事が掲載されております。

他県でも指定されており、事務局としては、「沖縄県青少年保護育成条例に関する推奨及び指定等の認定基準」2-(1)-イ-(エ)、(ウ)に該当すると考えています。

4冊目の「実話BUNKAタブー12月号」は、

- 「自殺大国ニッポン」との見出しで、芸能人の自殺事例をはじめ、自殺に関する記事が取り上げられ、中でも「簡単に楽な死に方がある。」などの記事や援助交際を煽る内容

などの記事が掲載されているほか、女性の卑猥な写真が複数掲載されております。

他県でも指定されており、事務局としては、「沖縄県青少年保護育成条例に関する推奨及び指定等の認定基準」2-(1)-イ-(ウ)、(ク)に該当すると考えています。

次に、審査表の記載方法をご説明いたします。

それぞれの図書ごとに「認定基準」に該当する記号があれば、○を付けて下さい。

認定基準の記号につきましては、「有害図書の認定基準」でご確認ください。

該当すると思われる記号があれば、複数に○を付けても構いません。

「指定の要否」欄には有害指定に該当するか否かどちらかに○を付けて下さい。

参考事項欄には、当該図書の指定に関する御意見等を自由に御記載下さい。余白に書いていただいても結構でございます。

審査結果につきましては、審議会設置条例第6条第3項の規定により

- ・ 出席した委員の過半数で決定
- ・ 可否同数の場合は、会長の決するところにより決定

することとなります。

以上で、事務局の説明を終わります。

会長代理 ただいまの説明についてご意見、ご質問はありませんか。

質問がなければ、各図書について審査をお願いします。

委員 ～ 審 査 ～

会長代理 事務局が回収しますので、挙手をお願いします。

会長代理 事務局が集計する間に、4冊の図書などについて、それぞれ、何かご意見や感想などはありませんでしょうか？

Y委員 今回の雑誌は、全てビニールで覆われていたのでしょうか。  
青少年が閲覧できないように全てビニール措置できないものか。  
ビニールなどの措置をしていないと、青少年が閲覧するおそれがあります。  
このような雑誌は、店員が見える場所で陳列すべきであると思います。  
また、青少年に対して有害図書を販売した場合など検挙事例はあるのでしょうか。

事務局 購入する際、4冊中2冊はビニールされていました。  
青少年の閲覧防止のため、各販売店舗で努力しているようですが、対策がとられていない場合もあり、各市町村と連携して立入による指導を行っています。  
また、有害図書を販売したとして、ここ最近での県内における検挙事例はないと思われま。

Y委員 こういったものは、検挙しないとなかなか改善しないのではないかと思いますので、店舗側の経営なども考えると致し方ないのかなとも思います。  
しかし、このような有害図書はあってはならないと思いますし、青少年が被害にあってからでは遅いと思うのです。

T委員 今回の雑誌はどのような店舗で販売されていたのでしょうか。

事務局 普通の書店で販売されていました。

- K委員 店舗で指定された有害図書を販売する際は、分けて置かなければならないのですよね。  
青少年に有害図書等を販売した場合、罰金はいくらですか。
- 事務局 罰金20万以下となっています。
- T委員 このような雑誌を販売しないよう販売店舗への申し入れはできないと思うのですが、分かっているながら青少年へ販売している店舗もあるようですが、そのような情報は無いのでしょうか？
- 事務局 今のところ、そのような話しは聞いたことがありません。  
これまでも、市町村と連携した立入を実施し区分陳列を指導しております。  
以前に比べると改善されてきている印象はあります。
- T委員 今はネットの時代なので、このような雑誌はネットで購入しているかもしれませんね。
- T.S委員 全国的に頻繁に個別指定されている会社に対して直接申し入れはできないのでしょうか。
- 事務局 表現の自由などの観点から販売中止を求めることはできないと思われ、全国的にも各自治体から申し入れをしたという情報は今のところはありません。  
各都道府県において、青少年に販売、閲覧させないよう個別指定するなどして立入調査により、区分陳列するよう指導しているところです。
- N委員 成人の購入は認められているので、規制するのは店舗側なのか発行元なのか難しいです。  
このような雑誌を青少年が手にとって視覚的に入ってくるので、青少年自身が有害図書があっても買わないという意識があればいいんですけど。
- K.A委員 私は書店を代表して出席しています。私達書店では、全ての雑誌の発注がシステム化されており、自動発注となっています。全国的な売れ筋商品は自動的に発注され納品される形になっている。  
店舗側も有害図書と思われる図書を返品すると、自動的にシステムで認識され、そのデータが蓄積されると、発注されない形になる。  
実情はこのような自動発注となっています。  
各店舗へは告知はしているが、強制力はありません。
- 会長代理 それでは、事務局の集計が終了したようですので、集計結果をお願いします。
- 事務局 集計結果を報告します。  
1冊目の「裏モノJAPAN12月号」は、8名全員が認定基準に該当すると回答しており、有害図書の要否についても、8名全員が要すると回答しております。

2冊目の「実話ナックルズウルトラvol.11」は、8名全員が認定基準に該当すると回答しており、有害図書の要否についても、8名全員が要すると回答しております。

3冊目の「実話ナックルズ月刊12月号」につきましても、8名全員が認定基準に該当すると回答しており、有害図書の要否についても、8名全員が要すると回答しております。

4冊目の「実話BUNKAタブー12月号」につきましても、8名全員が認定基準に該当すると回答しており、有害図書の要否についても、8名全員が要すると回答しております。

以上で、集計結果のご報告を終わります。

会長代理

4冊とも、全員一致で該当基準に該当し、有害図書と認めるとの結果となりましたので、有害図書として答申することといたします。

以上で審議を終了します。

次にその他報告事項を事務局からお願いいたします。

会長代理

質問はございませんか。

特に質問はないようですので、以上で、本日の審議を終了します。

～ 議事終了 ～

以 上